

## 令和7年第5回大野町農業委員会議事録

令和7年5月8日、大野町農業委員長 目加田 菊次は、第5回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

---

### 本日の会議に付した議案

- 報第9号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議第13号 農地法第3条の規定による許可について  
議第14号 農地法第5条の規定による許可について

---

### 出席農業委員（12名）

- |              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員  | 2番 馬淵 徳次 委員   | 3番 内田 博人 委員  |
| 5番 河本 茂樹 委員  | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員  |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員    | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員   | 15番 飯沼 良一 委員 |

### 欠席農業委員（1名）

- 清水 誠 委員

### 出席農地利用最適化推進委員（10名）

- |          |          |           |          |
|----------|----------|-----------|----------|
| 岡田 松榮 委員 | 渡邊 靖 委員  | 久保田 静真 委員 | 内藤 昭宏 委員 |
| 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 | 田代 定 委員   | 林 竜彦 委員  |
| 所 勝重 委員  | 宮嶋 博幸 委員 |           |          |

### 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 野津 正明 委員

### 本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 國枝 広典 係長 若原 宏晃 係 内藤 智仁

(令和7年5月8日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の清水委員と農地利用最適化推進委員の所委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立—農業委員会憲章唱和]

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を1番の末守吾郎委員、2番の馬淵徳次委員にお願いしたいと思います。それでは報第9号について、事務局より説明願います。

[事務局 報第9号の議案説明]

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で3,037㎡でございます。

2番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。17筆で3,241.5㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で2,342㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で4,231㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で2,908㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で27㎡でございます。

す。

7番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。8筆で2,028㎡でございます。

8番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で1,667㎡でございます。

9番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で5,936㎡でございます。

報第9号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第9号は終了させていただきます。続きまして報第10号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第10号の議案説明〕

○事務局

農地の賃貸借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番・2番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年4月16日付けで合意解約されたということで通知されました。

補足いたします。本件合意解約は、後ほどご説明する議第13号にかかる売買のための合意解約となります。

3番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年2月20日付けで合意解約されたとい

うことで通知されました。

4番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年3月3日付けで合意解約されたということで通知されました。

5番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年3月3日付けで合意解約されたということで通知されました。

6番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年3月3日付けで合意解約されたということで通知されました。

7番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年3月4日付けで合意解約されたということで通知されました。

8番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年3月4日付けで合意解約されたということで通知されました。

9番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年3月7日付けで合意解約されたということで通知されました。

10番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年3月7日付けで合意解約されたということで通知されました。

11番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で賃貸借権が設定されておりましたが、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権を設定するため、令和7年3月7日付けで合意解約されたということで通知されました。

報第10号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第10号は終了させていただきます。

これより審議に入ります。それでは議第13号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第13号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は8,254㎡となります。担当推進委員は岡田委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は28,325㎡となります。担当推進委員は久保田委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は30,542㎡となります。担当推進委員は久保田委員でございます。

議第13号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第13号の1番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第13号の2番・3番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第13号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第13号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第14号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第14号の議案説明〕

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建設業資材置場として利用するために申請されました。担当推進委員は岡田委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建物付き分譲住宅として利用するために申請されました。なお、こちらは既存の宅地と一体利用する旨申請されております。担当推進委員は河田委員でございます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、太陽光発電施設として利用するために

申請されました。本件は担当推進委員の現況確認書の提出がございませんでした。事務局の意見は説明通りで特に問題ございません。

議第14号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第14号の1番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第14号の2番の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（河田幸則委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第14号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第14号の1番から3番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については6月5日9時より行います。よろしくお願いします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第5回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 末守 吾郎



委員 馬淵 徳次



